横浜市　自治会町内会館
脱炭素化推進事業補助金

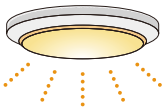
横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

＼令和８年度も／ 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 2/3

対象製品 LED照明器具

蛍光灯は令和９年末で製造廃止予定のため、
今後品薄となることが予想されます。
今のうちに LED への交換をご検討ください。



補助上限額
60万円

省エネ性能 ★★★★☆4.0

・統一省エネラベル省エネ性能★４つ以上
・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
　トップランナー基準達成製品

電球形 LED ランプのみの
交換も対象
（トップランナー基準達成製品）

対象製品 エアコン



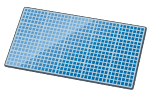
補助上限額
130万円

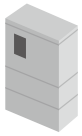
家庭用 省エネ性能 ★★☆☆☆2.4
統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 つ以上

業務用 トップランナー基準達成製品

対象製品 断熱窓など


断熱窓


太陽光
発電設備

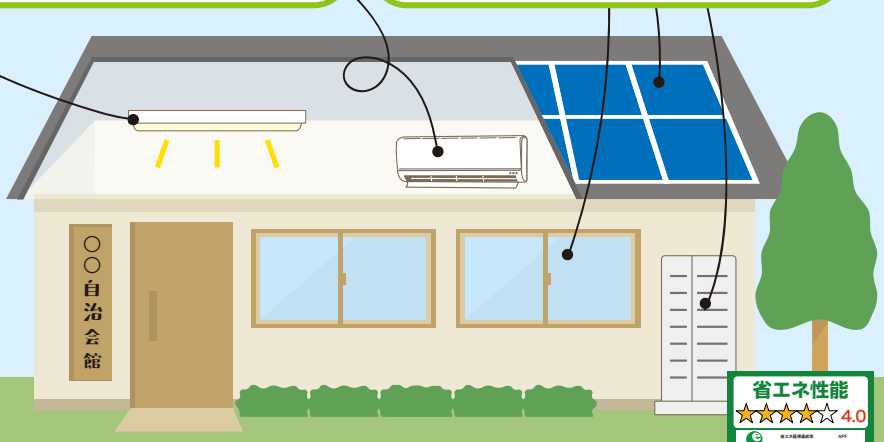

蓄電池

補助上限額
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。
※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等の詳細は「募集案内」をご確認ください。

横浜市 会館脱炭素





統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会**（地区連合町内会を含む）

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和８年~~10月30日(金)~~まで

11月２日(月)の受付再開後、申請期限は
12月25日(金)までに変更となります！

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

※令和９年２月末までの整備完了が対象

令和８年４月発行

導入効果

LED 照明器具

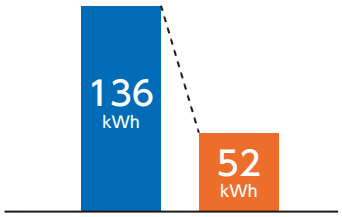
年間 CO_2排出量　1台あたり

約 **38kg 削減！**

年間電気代

約 **2,600円おトク！**

年間消費電力量（kWh/ 年）



出典：スマートライフおすすめ BOOK2023 年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和６年１月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 /kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO_2排出係数は 0.45kg-CO_2/kWh で算出

エアコン

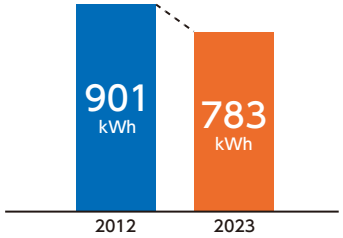
年間 CO_2排出量　1台あたり

約 **53kg 削減！**

年間電気代

約 **3,700円おトク！**

年間消費電力量（kWh/ 年）



出典：スマートライフおすすめ BOOK2023 年度（2012 年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和６年１月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 /kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO_2排出係数は 0.45kg-CO_2/kWh で算出

断熱窓

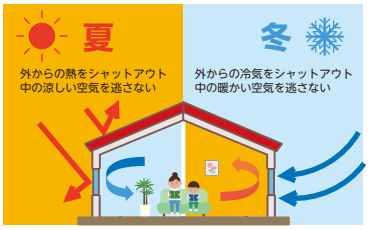
冷暖房費削減効果
（施工前との比較）

年間 CO_2排出量

約 **340kg 削減！**

年間電気代

約 **23,600円おトク！**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※躯体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和 55 年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 /kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO_2排出係数は 0.45kg-CO_2/kWh で算出
※戸建て、窓 10 枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ

意思決定・書類準備 ▶ 補助申請 ▶ 交付決定 ▶ 契約・着手 ▶ 施工業者へ支払 ▶ 完了報告 ▶ 交付額確定 ▶ 補助金の請求 ▶ 補助金の振込

補助申請

申請方法：
Ｅメール･郵送･委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）

申請期限：
令和８年 12月25日（金）

なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

完了報告

令和９年２月26日（金）まで

設備導入後、アンケートや普及啓発の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先　横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話　**045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください
※ご来社の際は、事前にご予約ください。

Ｅメール　yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間
平日 9:00～17:00

アドバイザー派遣のご相談

**建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（１時間程度）。
相談・訪問にかかる料金は無料です。**

※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、２週間ほどお時間をいただきます。
※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

事業実施主体：横浜市市民局地域活動推進課